明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○船員法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四八）　一
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務一三〇）　二
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一三一）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同一三二）　六
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同一三三）　七
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一三四）　三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同一三五）　三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一二四五）　三
〔人事異動〕
国土交通省　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　三
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金変更・解散・清算人就任、企業年金基金設立・変更関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

省令

○国土交通省令第四十八号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十三条第二項の規定に基づき、船員法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

船員法施行規則の一部を改正する省令

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。